

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称	施策Ⅱ-4-4 子育て福祉の充実
---------	---------------------

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長

青少年家庭課長 太田 均

電話番号

0852-22-5243

事務事業の名称	里親委託児童支援事業	
目的	(1) 対象	社会的養護を必要とする児童
	(2) 意図	個別的な生活支援・自立支援を行うことができる家庭的環境での養育を受ける。
事業概要	○要保護児童を家庭的な環境で養育する。 ・里親支援事業：新規里親開拓のため、里親制度の普及啓発を行う。また、里親の交流促進と委託児童の処遇向上について学ぶため、里親会で研修会や交流会を行う。 ・里親育成事業：里親のスキルアップや専門里親の増加を図るため、更新研修や専門研修を実施する。 ・里親措置事業：様々な事情で家庭で生活することができない児童を里親に委託し、家庭的な環境で育ちを支援する。	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	里親登録数	目標値	113.0	123.0	133.0	127.0	世帯数
	式・定義	103組(H27年度実績)+(10組/年*4年) H31年度は5年に1回の更新年▲11%→127組(親族里親を除く)	取組目標値					
			実績値	103.0	110.0	119.0		
			達成率	-	97.4	96.8	-	
2	指標名		目標値					
	式・定義		取組目標値					
			実績値					
			達成率	-	-	-	-	

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b)(千円)	93,102	109,426
うち一般財源(千円)	44,130	55,197

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

・平成29年度末の里親登録世帯は、親族里親5世帯を含めると124世帯となっている。被虐待児など特別なケアを必要とする子どもを養育するための専門里親は、平成28年度末から1名増え、21人となった。里親等委託児童数は、平成28年度末は里親への委託が41人、ファミリーホームへの委託が5人で計46人であったが、平成29年度末は里親への委託が39人、ファミリーホームへの委託が5人で計44人と、前年同期より2人減となっている。しかし、社会的養護を必要とする児童数全体が近年減少しているため、全措置児童数に占める里親等委託率は25.3%と、前年同期より0.8%上昇した。とはいえ、県計画の中では里親委託率を平成41年度には31%とすることが目標とされており、目標まで引き上げるのは容易ではない。

6. 成果があったこと(改善されたこと)

・平成27年3月に島根県社会的養護体制推進計画を策定し、15年間の里親委託児童数の目標値を定め、里親委託を推進している。
 ・児童を養育している里親の体験発表など里親制度の普及啓発活動により、養子縁組を希望する里親などの登録が増えてきている。
 ・里親支援事業を各地区里親会と協働で実施。里親会前講座の開催など里親制度の普及啓発活動や、里親相互交流事業等を実施し、新規里親の開拓や里親支援を行った。
 ・委託促進に向け、養護施設入所児童と里親の交流やマッチング等を行うなどし、里親委託への移行が円滑に行われた。

7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

①困っている「状況」

- ・家庭的養護を促進すべきだが、里親登録数が不足している
- ・里親委託件数が伸びない
- ・施設に長期入所している児童の里親委託が進まない
- ・里親が児童の養育について自信を失ったり不安感を抱く場合がある。また、里親が悩みを一人で抱え込み孤立感を抱く場合がある

②困っている状況が発生している「原因」

- ・里親制度について知らない人が多い
- ・里親委託に対する実親の抵抗感が強い。また、実親が里親制度を知らない。児童も年齢が上がる環境が変わることへの抵抗感が強い。
- ・里親が受託児童の言動にうまく対応できない場合があり、児童と里親の関係がうまくいかないことがある
- ・里親が身近に相談したり、頼ることができる人が児童相談所以外にいない
- ・里親支援の調整機関の確保が必要

③原因を解消するための「課題」

- ・里親制度について広く周知する必要がある
- ・実親が抱く、里親に子どもを取られるという不安を取り除く必要がある。児童の養育が困難な実親や妊産婦に里親制度を周知する必要がある。児童に適切に対応できる里親を選ぶ必要がある。長期入所中の児童の状態について施設と児童相談所が共有し、里親委託に向け支援する必要がある
- ・里親が児童養育に関する知識や技術を習得する必要や、里親を継続して支援するための体制が必要
- ・関係機関において、里親支援事業の実施にあたる有資格の職員を確保する必要がある

8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

・里親登録数の増加：県民への里親制度の周知と理解促進のため、里親会、市町村等と協力し普及啓発活動を実施する。また、養子縁組里親を増やすため、市町村や産婦人科等医療機関を通して、不妊治療の方に養子縁組里親制度の周知を図る。
 ・里親委託の促進：児童相談所が実施する家庭生活体験事業等により児童と委託候補里親とのマッチングを行ったり、児童相談所と施設が連携し長期入所中の児童と里親の交流を深め、里親委託や里親宅での生活体験実施につなげていく。
 ・里親への継続的支援：里親の養育能力向上のため専門研修等を実施したり、里親会と協力し児相職員や先輩里親による家庭訪問、里親交流会等を実施する。
 ・実親への対策：里親委託への抵抗感を低減するため、委託前から継続して里親と児童相談所が連携し児童と実親の交流や関係改善に向けた支援を行う。また、市町村や産婦人科医療機関等と連携し、望まぬ妊娠をした実親等への相談支援を行う。
 ・里親支援体制の構築：里親支援事業を一体的総合的に行うため、児童福祉施設への里親支援専門相談員の配置を促すとともに、有資格者を配置した里親支援機関の指定について関係機関等と検討・協議を行う